

第10回 西米良村農業委員会総会議事録

I 開催日時及び場所

日 時： 平成30年1月29日（月） 16:00～16:50

場 所： 村所驛 2階会議室

II 出席委員（農業委員6名）

会長 中武武司委員、黒木廣喜委員、黒木和子委員、黒木保正委員、
上村好彦委員、佐伯秀巳委員

III 提出議題

議案第1号 平成30年農作業標準賃金について

IV 総会経過

1 開 会

農業委員会事務局長 濱砂和廣の進行で開会した。

2 会長あいさつ

開会にあたって、中武武司 会長があいさつを行った。

3 議 事

西米良村農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、中武武司会長が議長とな
って議事を進行した。

審議に先立ち、中武武司会長より、上村好彦委員と佐伯秀巳委員が議事録署名者に
指名された。

【中武武司会長】

議案第1号「平成30年農作業標準賃金」について、事務局から説明をお願いします。
ます。

【事務局】

平成30年農作業標準賃金について、説明いたします。
先日開催された西都児湯管内農業委員会事務局長会議にて、協議された農作業標
準賃金を参考に作成しました。

平成30年度農作業標準賃金表

平成30年度の農作業標準賃金が決定しました。

この農作業標準賃金は、西米良村農業委員会で決定されたものであり、農作業受委託契約をする際の目安としてご活用ください。

西米良村

単位：円

名 称	単 位	平成30年	平成29年
一 般 作 業	8時間	5,900	5,800
時 間 賃 金	1時間	737	714
荒 田 耕	10a当たり	5,000	5,000
荒 代	10a当たり	4,000	4,000
植 代	〃	4,000	4,000
荒田～仕上げまで	〃	10,300	10,200
荒 田 ～ 田 植 (諸仕事、畔ぬり含む)	〃	15,900	15,800
田 植	機 械 植	〃	5,600
	側条施肥	〃	6,000
コンバイン刈り取り	〃	13,400	13,400
バインダー刈り取り	〃	6,000	6,000
ハーベスター	〃	4,500	4,500
定置脱穀(粍30K)	一 俵	300	300
稲 フ ラ	3kg当たり	120	120
椎茸乾燥 エピラ	1 枚	300	300

西米良村農業委員会

※上記は、修正後の表になります。

一般作業について、最低賃金が上がったことにより 5,800 円から 5,900 円に見直しています。

時間賃金について、714 円から 737 円に見直しております。荒田耕、植代は、昨年と同額になっております。

荒代について、西都児湯管内に合わせて 4,000 円から 3,000 円に見直しをしております。

荒代～仕上げまでは、10,200 円から 10,300 円に見直しております。

荒田～田植は、15,800 円から 15,900 円に見直しております。

田植(機械植、側条施肥)、コンバイン刈取り、バインダー刈取り、ハーベスター、定置脱穀、稲ワラ、椎茸乾燥(エビラ)は、昨年と同額になっております。

以上で説明を終わります。

【中武武司会長】

事務局から、説明を受けたところですが、質疑はございませんか。

【黒木和子委員】

荒代については、昨年に合わせて 4,000 円のまま変更なしでいいと思います。

西米良村について、西都、児湯管内の中では山間地に位置しているので、耕作条件も厳しい中での作業です。変更なしでいいのではないのでしょうか。今後、全体的に農作業標準賃金の見直しの必要があるのではないかと思います。

また、果樹版(柚子)の農作業標準賃金について、柚子農家から照会があるので、今後は、参考に記載する必要があるのではないかと考えております。

【事務局】

来年度、西米良村に合った農作業標準賃金の見直しを行います。

また、果樹版の農作業標準賃金についても検討をしていきます。

【中武武司会長】

事務局においては、修正と検討をお願いします。

説明のあった内容ですが、質疑のある方は、いらっしゃいませんか。

【委員一同】

ありません。

【中武武司会長】

質疑もないようですので、決をとります。議案第1号「平成30年農作業標準賃金」について賛成される方は挙手をお願いします。

【委員一同】

全員挙手

【中武武司会長】

全委員賛成ということで、議案第1号「平成30年農作業標準賃金」については、可決されました。事務局においては、すみやかに修正を行ってください。

【事務局】

はい。修正後に住民に周知を行います。

【中武武司会長】

本日は、これで審議を終わります。

事務局長が、総会を閉会する。 16:50

議事を作成した者の職、氏名

事務局長 濱砂和廣

事務局 後藤田真利

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長 会長

署名委員 6番委員

署名委員 7番委員